

交野市障がい者等通学移動支援事業委託契約書

交野市管理番号	2	7	2	3	0	1	1			
---------	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

交野市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、障がい者等通学移動支援事業の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（事業）

第1条 甲は、交野市障がい者等通学移動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する通学移動支援事業（以下「事業」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（実施体制）

第2条 乙は、事業の実施にあたり、介護福祉士、看護師、居宅介護従業者養成研修を修了した者、都道府県等が実施する移動支援従業者養成研修を修了した者、ガイドヘルパー等（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）に規定する研修の「外出介護従業者養成研修課程」を修了した者）、適切に事業に従事できる人員（以下「従業者」という。）を配置しなければならない。ただし、従業者は事業の実施に支障のない範囲で他の職務に従事することができる。

2 乙は、支援技術の向上を図るため、従業者に必要な研修を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、下表により算定した額から実施要綱に定める利用料を差引いた額を委託料として乙に支払う。

種別	単位	算出方法
通学移動支援	1時間単価	2,000円 ただし、1時間からの算定。以後、15分ごとに500円を加算する。 また、午後6時から翌午前8時までの時間帯は、別途、15分ごとに125円を加算する

2 甲は、実施要綱に基づき支給決定した障がい者等（以下「利用者」という。）に対して、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して通学移動支援を行ったときは、それぞれの従業者が行う通学移動支援につき所定単価で算定する。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第4条の委託料を事業の利用者にサービスを提供した月の翌月10日までにサービス提供実績記録票を添えて請求するものとする。

2 甲は、乙の請求を受理した場合、その内容を審査し、適切であると認めた場合、委託料を速やかに支払うものとする。

3 甲は、乙が偽りその他不正の手段により委託料の支払を受けたと認めるときは、乙に既に支払済みの委託料を返還させることがある。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、これを免除する。

（秘密の保持及び個人情報保護）

第7条 乙は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の取扱いについて、裏面「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

（帳簿等）

第8条 乙は、事業に係る経費について、必要な帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金銭の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項に関する帳簿及び書類等は事業終了の日から5年間保存するものとする。

3 乙は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しておかなければならない。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、事業の実施に関し、その責に帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

(実地調査等)

第 10 条 乙は、甲から事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿又は書類その他の記録及び事業の状況について実地に調査できる。

(改善の指示等)

第 11 条 甲は、事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができる。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は事業の委託を一時停止することができる。

(1) この契約の締結又は履行について不正行為があったとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約又は前条の指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき

(3) 乙が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を受けたとき、又は居宅介護等の事業を廃止したとき

2 乙は、契約の解除又は事業の委託の一時停止があったときは、利用者がサービスを継続的に受けられることができるよう、他の事業者への引き継ぎ等必要な措置を講じなければならない。

(暴力団及び暴力団密接関係者の排除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が団体である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき

(2) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 第 1 号から第 5 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

(契約外事項の協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及び事業実施上疑義を生じた事項に関しては、必要の都度甲、乙協議して定める。

この契約の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府交野市私部 1 丁目 1 番 1 号
交野市
市長 山本 景 印

乙 (法人所在地)
(法人名及び事業所名)

(法人代表者職氏名)

印

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、交野市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なしに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なしに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、交野市個人情報保護条例（昭和63年条例第10号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7条 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第10条 甲は、乙の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて乙に報告させ、又は随時実地に調査することができる。

2 甲は、乙の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第12条 乙は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。